

小牧市議会議案第 1 1 7 号

小牧市議会基本条例の一部を改正する条例の制定について

小牧市議会基本条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 5 年 9 月 1 4 日提出

小牧市議会議員	舟	橋	秀	和	
同	上	加	藤	晶	子
同	上	小	川	真由美	
同	上	小	島	倫	明
同	上	玉	井	宰	
同	上	船	橋	厚	

小牧市議会基本条例の一部を改正する条例

小牧市議会基本条例（平成27年小牧市条例第36号）の一部を次のように改正する。

目次中「第9章 見直し手続（第18条）」を
「第9章 最高規範性（第18条）」に改める。

第10章 見直し手続（第19条）」

第4条第1項を削り、同条第2項を同条とする。

第5条中第2号を削り、第3号を第2号とする。

第6条第3項を次のように改める。

3 議会は、市民の多様な意見を把握し、政策立案及び政策提言に適切に反映させるものとします。

第8条を次のように改める。

（広報活動等の充実）

第8条 議会は、市民に開かれた議会を実現するため、情報通信技術の活用その他の多様な手段を活用することにより、広報活動及び広聴活動の充実に努めるものとします。

第18条を第19条とする。

第9章を第10章とし、第8章の次に次の1章を加える。

第9章 最高規範性

第18条 議会は、この条例を議会における最高規範として尊重しなければなりません。

附 則

この条例は、令和5年10月1日から施行する。

提出理由

この案を提出するのは、小牧市議会基本条例の最高規範性について定める等のため必要があるからである。

参考資料

小牧市議会基本条例の一部を改正する条例案のあらまし

- 1 議会運営の原則及び議員活動の原則に係る規定の整備を行う。（第4条及び第5条関係）
- 2 議会は、市民の多様な意見を把握し、政策立案及び政策提言に適切に反映させるものとする。（第6条関係）
- 3 議会は、情報通信技術の活用その他の多様な手段を活用することにより、広報活動及び広聴活動の充実に努めるものとする。（第8条関係）
- 4 小牧市議会基本条例の議会における最高規範性について定める。（第18条関係）
- 5 この条例は、令和5年10月1日から施行する。

小牧市議会議案第 1 1 8 号

定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の
堅持及び拡充を求める意見書の提出について

定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡
充を求める意見書を地方自治法第 9 9 条の規定により次のとおり提出する。

令和 5 年 9 月 1 4 日提出

小牧市議会議員	舟	橋	秀	和	
同	上	加	藤	晶	子
同	上	小	川	真由美	
同	上	小	島	倫	明
同	上	玉	井	宰	
同	上	船	橋	厚	

定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の 堅持及び拡充を求める意見書

未来を担う子どもたちが夢や希望を持ち、健やかに成長していくことは、全ての国民の切なる願いである。しかし、学校現場では子どもたちの健全育成に向けて、日々真摯に教育活動に取り組んでいるものの、いじめや不登校など子どもたちを取り巻く教育課題は依然として解決されていない。また、特別な支援や日本語教育を必要とする子どもも多く、一人一人に応じた適切な支援を行うための十分な時間が確保できないなどの課題にも直面している。

本年度も、政府予算において、小学校における高学年の教科担任制の推進と35人学級の計画的な整備などのための教職員定数改善が盛り込まれた。しかし、中学校における少人数学級の推進や教職員定数改善計画は示されておらず、子どもたちの健やかな成長を支えるための施策としては、不十分なものであると言わざるを得ない。少人数学級は、地域・保護者からも一人一人の子どもにきめ細かな対応ができるという声が多く聞かれる。山積する課題に対応し、全ての子どもたちに行き届いた教育を行うためにも、少人数学級の更なる拡充を含めた定数改善計画の早期策定・実施が不可欠である。

また、子どもたちが全国どこに住んでいても、均等に一定水準の教育を受けられることは憲法上の要請である。しかし、三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度の国庫負担率は、2分の1から3分の1に引き下げられたままであり、自治体の財政は圧迫されている。教育の機会均等と水準確保のために、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国庫負担率を2分の1へ復元することは、国が果たさなければならない大きな責任の一つである。

よって国においては、来年度の政府予算編成に当たり、定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国庫負担率2分の1への復元に向けて、十分な教育予算を確保されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年9月14日

小牧市議会

議長 澤 田 勝 巳

関係行政機関宛

(内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、内閣官房長官)